

議員提出議案第1号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月30日

羽 曳 野 市 議 会  
議 長 花 川 雅 昭 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

百 谷 孝 浩  
金 銅 宏 親  
笠 原 由美子  
笹 井 喜世子  
松 井 康 夫  
樽 井 佳代子

## 提 案 理 由

議会の議員が執行機関の附属機関の委員に該当する特別職の職員を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬を支給しないこととするため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市  
条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 議会の議員が執行機関の附属機関の委員に該当する特別職の職員を兼ねるときは、  
その特別職の職員の報酬は支給しない。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(報酬)</p> <p>第2条 1～4 省略</p> <p><u>5 議会の議員が執行機関の附属機関の委員に該当する特別職の職員を兼ねるときは、その特別職の職員の報酬は支給しない。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 1～4 省略</p> <p>以下省略</p>